

新しい校歌 募集

採用者には
賞金

5万円！



2019年6月28日（金）まで！

採用者には賞金5万円(歌詞と曲の両方が採用された場合は10万円)を贈呈します。詳しくは、河合町ホームページをご覧ください。

河合町立河合第二小学校校歌募集要項

2020年（平成32年）4月の河合第二小学校と河合第三小学校の統合に伴い、統合後の河合第二小学校の新しい校歌（歌詞もしくは歌詞と曲）の原案を募集します。

1. 募集内容

下記の【指定ワード】を1番から3番の歌詞に1つずつ、【選択ワード】を1番から3番の歌詞に各1つ以上使った、河合第二小学校の校歌の「歌詞」若しくは「歌詞と曲（メロディとピアノ伴奏譜）」（原案）

【指定ワード】

- | | | |
|---------------------------------|-------------------------------------|------------------------|
| ・河合 <small>かわい</small> ※校名以外に使用 | ・広瀬 <small>ひろせ</small> ※別紙「参考資料」に注釈 | ・大和 <small>やまと</small> |
|---------------------------------|-------------------------------------|------------------------|

【選択ワード】

- | | | |
|-------------------------------|------------------------|------------------------|
| ・希望 <small>きぼう</small> | ・絆 <small>きずな</small> | ・勇氣 <small>ゆうき</small> |
| ・友情 <small>ゆうじょう</small> | ・未来 <small>みらい</small> | ・夢 <small>ゆめ</small> |
| ・輝 <small>かがや</small> （「く」など） | ・平和 <small>へいわ</small> | |

2. 応募資格

居住地、年齢、職業などの制限なく、どなたでも応募できます。

※未成年者は保護者の承諾が必要です。

3. 応募方法

下記の全てを応募先まで送付、持参または電子媒体により応募してください。

【歌詞の場合】

- ① 応募用紙（歌詞にはふりがなを記載）

【歌詞と曲の場合】

- ① 応募用紙（歌詞にはふりがなを記載）
- ② メロディと歌詞（ひらがな）を記載したピアノ伴奏譜のコピー1部
- ③ 曲を録音した音源（応募作品ごとに1枚）

【応募先】

〒636-8501

奈良県北葛城郡河合町池部1-1-1

河合町教育委員会 総務課 宛

E-Mail: gakkousaihen@town-kawai.ed.jp

4. 応募期限

2019年（平成31年）6月28日（金）【必着】

5. 選考方法

採用作品は、河合町学校再編統合準備委員会において選考し、河合町が決定します。

6. 採用作品発表

採用した作品については、決定後すみやかに当町のHP等で公表し、採用された作品の応募者に直接通知します。

なお、選考結果への異議申し立てについては、一切受け付けません。

7. 賞金

採用作品の応募者に対して、5万円（歌詞と曲の両方が採用された場合は10万円）を贈呈します。

8. 個人情報及び法的取り扱いについて

- ① 本募集において、河合町が応募者から取得した個人情報については、本事業実施に関わる事務以外には使用しません。ただし、採用作品の応募者については、住所（市区町村まで）、氏名、年齢を公表します。
- ② 採用作品の応募者は、著作権者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利）を行使しないものとします。
- ③ 採用作品の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）及びその他一切の権利は、河合町に帰属します。
- ④ 応募の時点で、この募集要項の記載事項に同意したものとします。

9. 留意事項

- ① 小学校の校歌としてふさわしく、明るいイメージの1番から3番までのもので、1番につき100字程度とします。
- ② 子どもたちにとって、親しみやすく、わかりやすい言葉で、覚えやすいものであるものとします。
- ③ 応募作品は、自作未発表のものであり、他者の著作権を侵害しないものに限りします。
- ④ 曲をつける場合は、小学校1年生から6年生までが歌える音域・音階で、3分程度とします。
- ⑤ 【指定ワード】と【選択ワード】は、子どもたちに「校歌に入れたい言葉」についてアンケート調査を行った結果、特に回答の多かった言葉です。
- ⑥ 指定の応募用紙のコメント欄に、作品や河合町への想いを必ず記入してください。
- ⑦ 1人何点でも応募できます。
- ⑧ 歌詞と曲の両方を応募した場合、どちらか一方が採用されることがあります。
- ⑨ 採用作品は、編曲等の際に、応募者の許諾なく補作などをすることがあります。
- ⑩ 応募作品について、著作権等に関わる問題が生じた場合は、全て応募者の責任となります。河合町は一切の責任を負いません。
- ⑪ 本要項の規定に反する作品は、審査の対象になりません。また、後日違反が判明した場合は、採用を取り消します。
- ⑫ 採用作品以外の著作権は著作者に帰属しますが、審査の過程で全ての応募作品を複製することがあります。
- ⑬ 応募にかかる費用については、全て応募者の負担とします。
- ⑭ 応募作品は採用、不採用にかかわらず返却いたしません。
- ⑮ この要項に定めるもののほか、不明な点については下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

〒636-8501 奈良県北葛城郡河合町池部1-1-1

河合町教育委員会 総務課

TEL：0745-57-0200（代表）

町ホームページ：<http://www.town.kawai.nara.jp/>

「河合町立河合第二小学校校歌」応募用紙

(No.)

| | | | | | | |
|--------------|---|------|----------------|-------------------------------------|--------------|---|
| (ふりがな) 氏名 | | 生年月日 | 大正 昭和 平成 | 年 月 日 (満 歳) | 職業 | ・学生 ・会社員 ・公務員 ・自営業 ・その他() |
| 住所 | 〒 | | | 電話番号 | ※日中、連絡の取れる番号 | |

親権者同意 (応募者が未成年の場合) 未成年の応募にあたり、親権者として同意します。 (自署)

| | | | | |
|------|------------------------------|----|--|--|
| 応募作品 | 河合第二小学校校歌 | 歌詞 | | この欄に歌詞を縦書きで記入してください。歌詞は、漢字やローマ字などには必ずふりがなを付けてください。※別添でも可 |
| コメント | 作品や河合町への想いを必ず記入してください。※別紙でも可 | | | |

歌詞か曲のどちらか一方のみの採用を辞退される場合、下の□にチェックをつけてください。

 歌詞か曲のどちらか一方のみの採用となった場合は、採用を辞退します。

※ 個人情報については、「河合町立河合第二小学校校歌募集」の目的以外で使用することはありません。

応募先 〒636-8501 奈良県北葛城郡河合町池部1-1-1
 河合町教育委員会 総務課 宛

1. 学校の名称

河合町立河合第二小学校（カワイチョウリツ カワイダイニショウガッコウ）

2. 学校の所在地

奈良県北葛城郡河合町星和台2丁目7番地1

3. 学校の歴史

昭和40年代から本町西部に開発された西大和ニュータウンに居住する児童のために昭和46年に開校された。その後も更に児童が増加し、昭和56年には河合第三小学校が同ニュータウン内に分離開校されたが、少子化による児童の減少により河合第二小学校と河合第三小学校を平成32年4月に統合する。

4. 河合町について

奈良盆地の西部に位置し、町の北側には大和川が流れ、西側には生駒・金剛山地を望む。町名は、奈良盆地を流れる多くの河川が合流する場所であることに由来している。

「カワイ」の地名は「川合」として平安時代中期（927年）の『延喜式』に「広瀬の川合に」と記されている。また、1399年の史料に「河合郷」とある。また、「河相」と表記されることもあった。

明治22年に川合村他12ヶ村が合併し、「河合村」となり、昭和46年に町制が施行され、「河合町」となった。

河合町には旧石器時代末から各時代のさまざまな遺跡があり、河川合流点という古代の水運の要衝として重要な地域であったことがわかる。

5. 広瀬について

現在の河合町内には「広瀬」という地名は無いが、廣瀬神社がある。奈良盆地を流れる河川のうち、曾我川、高田川、葛城川等が大和川に合流するあたりが広い瀬になっていたことからその地域一帯を指す地名として古くから使われている。

『日本書紀』では敏達天皇14年（585）の記事に「広瀬」という地名が出てくる。この広瀬は現在の広陵町百済付近と推定されている。また、天武天皇4年（675）に「広瀬の河曲(かわわ)に大忌神(おおいみのかみ)」を祀ったことが記されており、現在の廣瀬神社のことである。この「広瀬」は現在の河合町・広陵町とその周辺地域を含む広瀬郡を指す。

『万葉集』にも「広瀬川 袖つくばかり 浅きをや 心深めて わが思へるらむ」と詠まれている。大和川の一部を広瀬川と呼んでいたようである。